

# 三重県多文化共生社会づくり指針

～異なる文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

平成 28 年 3 月

三 重 県

## はじめに

本県の外国人住民は、戦前から居住する在日韓国・朝鮮人などの人びととその子孫に加え、「出入国管理及び難民認定法」の改正や、技能実習制度が創設されたことが契機となり、南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。

同様な動きは全国的に見られ、2006（平成 18）年 3 月に総務省「地域における多文化共生推進プランについて」において、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう通知されました。これを受けて、三重県においても「三重県国際化推進指針」を策定し、多文化共生の推進に取り組んできました。

本県の外国人住民数は 2008（平成 20）年をピークに、経済状況の悪化に伴い減少を続けていましたが、2014（平成 26）年には 6 年ぶりに増加し、2015（平成 27）年 12 月末現在 41,625 人、県内総人口に占める外国人住民の割合は 2.25% となっています。外国人住民数は、減少していましたが、永住者として在留する外国人住民は増加し続け、永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約 75% で定住傾向は顕著になっています。

一方で、人口減少および少子高齢化は深刻であり、急激な人口減少とそれに伴う地域の活力の低下が懸念されています。

こうした外国人住民の定住化や日本社会の変化を受けて、県内の外国人住民には、「労働力」だけではなく、地域の担い手としての活躍が期待されます。

2015（平成 27）年度末で現行の指針の計画期間が終了することから、県内の外国人住民を取り巻く環境の変化をふまえた新たな視点と、「三重県国際化推進指針」の成果をふまえ、新たに「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定することとしました。

## 目 次

はじめに

### (基本理念)

#### 第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

- 1 外国人住民を取り巻く現状 . . . . . 1
  - (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会
  - (2) 三重県の外国人住民
- 2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像 . . . . . 6
- 3 新たな指針の策定と計画期間 . . . . . 7
  - (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
  - (2) 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題
  - (3) 新指針の計画期間

#### 第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

- 1 「多文化共生」の強みを生かすための視点 . . . . . 10
- 2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向 . . . . . 11
  - (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
  - (2) 情報や学習機会の提供
    - ①外国人住民への多様な情報提供
    - ②文化の違いや多様性を学び合う機会の提供
    - ③多言語による地域の魅力の発信
  - (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
  - (4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携
- 3 推進に向けての評価と検証 . . . . . 13
  - (1) 目標値の設定による進捗管理
  - (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

### (行動計画)

#### 第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

- 1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用 . . . . . 15
- 2 情報や学習機会の提供 . . . . . 16
- 3 基盤となる安全で安心な生活への支援 . . . . . 20
- 4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携 . . . . . 23

### (参考資料)

※ 「多文化共生社会」とは、グローバル化の進展の中で、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いている社会を指すものとしします。

※ 「外国人住民」という言葉は、本来外国籍の住民を意味しますが、この指針では、日本への帰化等により日本国籍を取得した外国人やその家族等、文化的背景やルーツが外国にある人びとも含むものとしします。

※ 年の表示は、西暦を基本として、和暦を併記しています。

## 第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

### 1 外国人住民を取り巻く現状

#### (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化しつつあり、先行きが不透明な社会に移行しています。

そうした中で、2015（平成27）年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—」では、「外国人材の活用」として、高度外国人材の受入れ促進のための取組強化や、留学生のさらなる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化、IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進等に取り組むこととしています。

また、2016（平成28）年に三重県で開催する伊勢志摩サミットや、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、日本社会において外国人住民に対する意識が変わることで、外国人住民が地域の担い手となることに対する期待が高まるものと考えられます。

さらに、企業の社会貢献活動やNPOの役割の増大など市民社会の成熟により、さまざまな主体による多様な活動が進められるようになってきました。

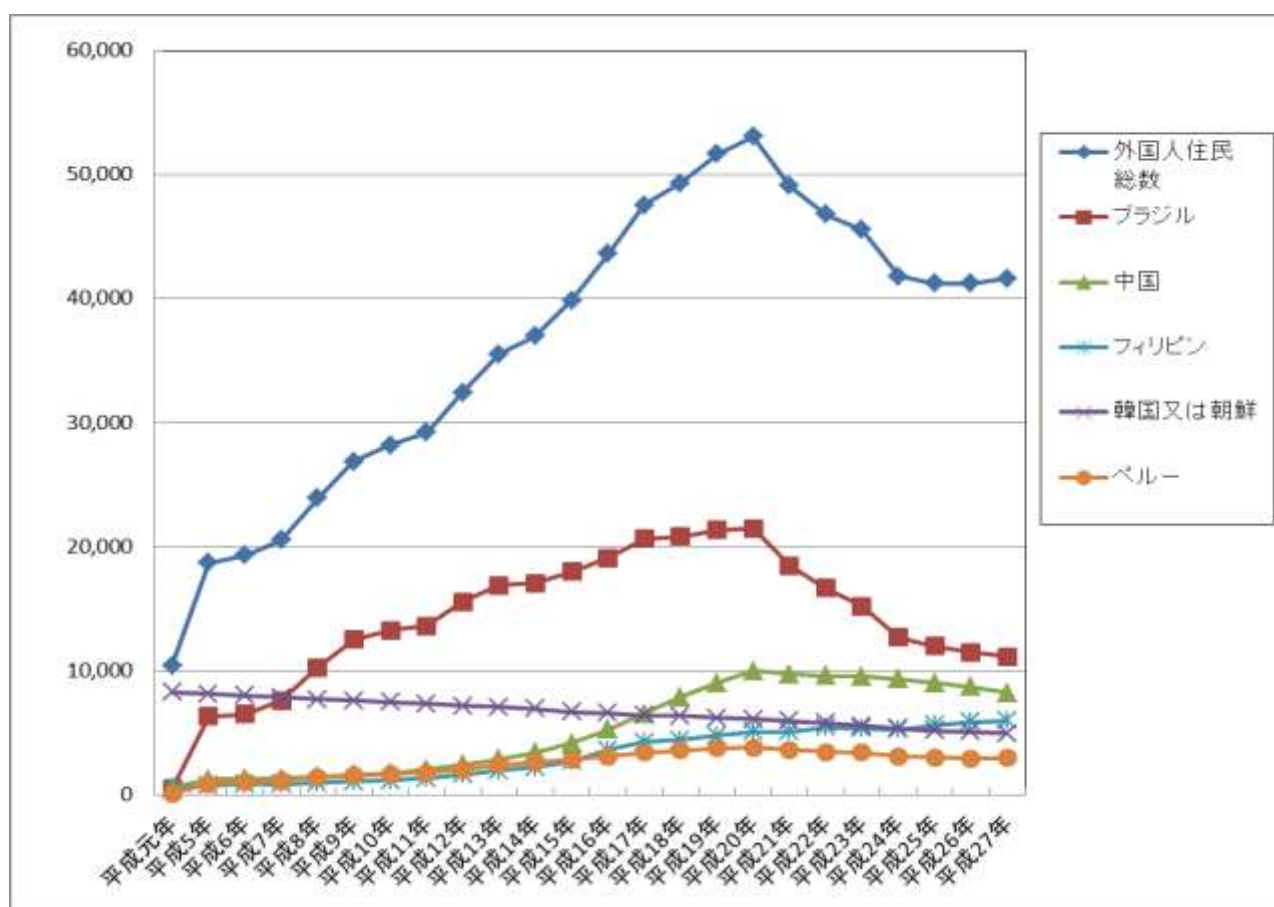
一方、日本の人口減少および少子高齢化問題は深刻であり、地域社会における急激な人口減少や、それに伴う地域の活力の低下が懸念されています。

このような状況の中、さまざまな国の多様な職種外国人が日本に在住し働くことが見込まれ、外国人住民が持つ異なる視点が、新たな地域の活力となったり、新商品の開発等に貢献したりすると考えられますが、そうした視点の重要性が、社会ではまだ十分に認識されているとは言えません。また、外国人に対する理解が進んでいると思われる反面、ヘイトスピーチと呼ばれる特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動等、依然として外国人に対する偏見や差別等が存在し、誤解や偏見が払しょくされているとは言えない状況も見受けられます。

(2) 三重県の外国人住民

県内の外国人住民数は、2008（平成20）年をピークに減少していましたが、2015（平成27）年末には41,625人と2年連続で増加しました。県内総人口に占める外国人住民の割合は2.25%で、全国的にも高い割合です。国籍別住民数では、1996（平成8）年以降ブラジルが最も多いですが、2008（平成20）年以降は減少しています。一方、フィリピンを中心に東南アジア諸国は増加を続けています（図1）。

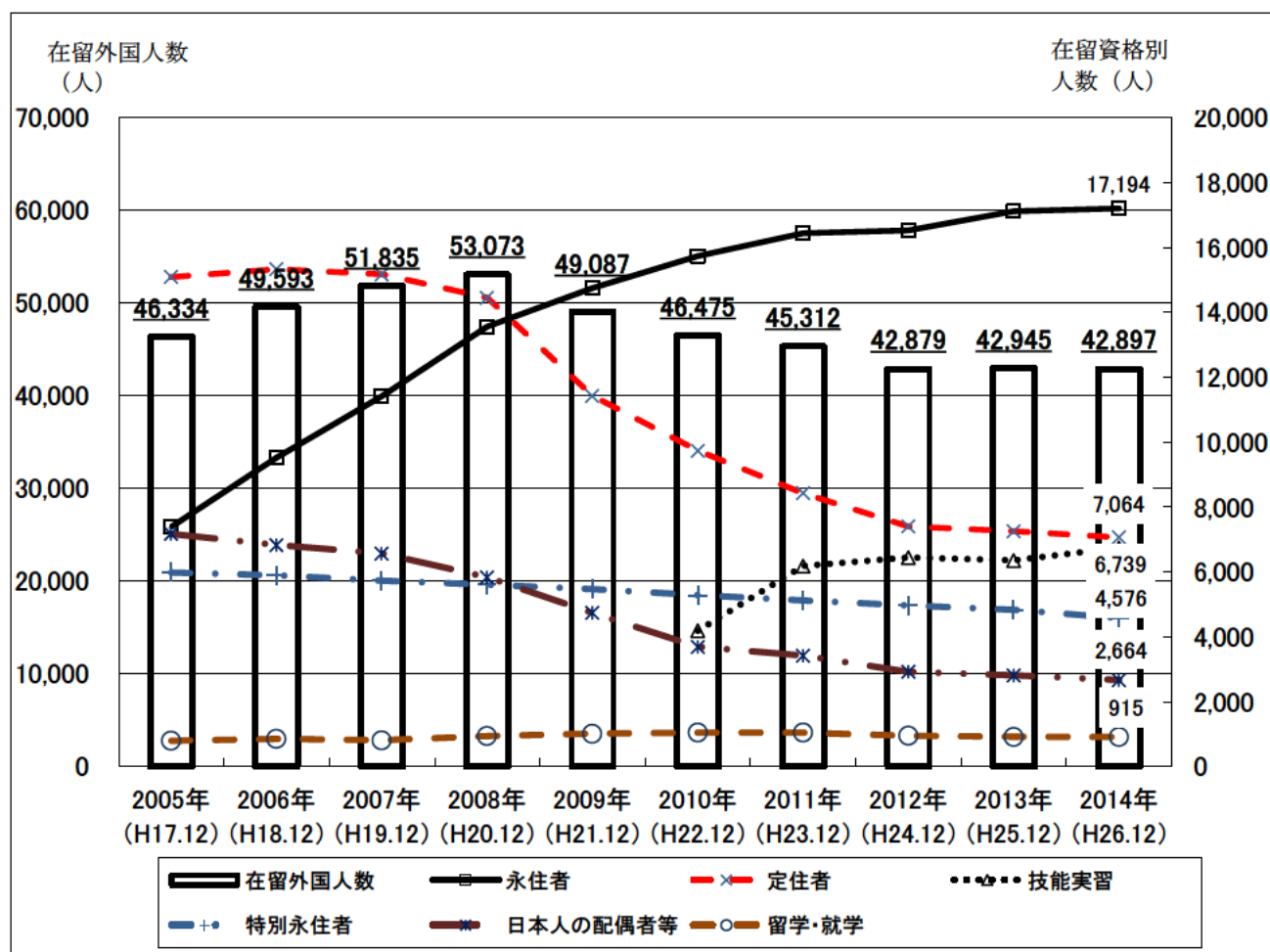
(図1) 県内の主な国籍別外国人住民数の推移



出典：三重県外国人住民国籍別人口調査（三重県環境生活部多文化共生課調べ）

三重県の特徴として、在留資格別では永住者の割合が高いこと（図2）、年齢別では年少人口の割合が高いこと（表2）があげられます。

(図2) 県内の主な在留資格別外国人住民数の推移



法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に作成

2014（平成26）年12月末現在の法務省入国管理局「在留外国人統計」によると、三重県の永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約75%で、全国的にも高い割合です。とりわけ、ブラジル人やフィリピン人にとっては、永住者として在留する人が、ブラジル人約65%、フィリピン人で約44%となっています（表1）。その中には、住宅を購入したり、親族を呼び寄せたりする動きも見られます。

第 I 章 指針の基本的な考え方

(表 1) 県内の在留資格別外国人住民数 (国籍別) (一部抜すい) 平成 2014 (平成 26) 年 12 月末現在

		永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	特別永住者	計
全国籍	全国	677,019	145,312	27,066	159,596	358,409	1,367,402
		31.91%	6.85%	1.28%	7.52%	16.89%	64.44%
	三重県	17,194	2,664	644	7,064	4,576	32,142
		40.08%	6.21%	1.50%	16.47%	10.67%	74.93%
ブラジル	全国	111,077	15,565	2,404	44,559	28	173,633
		63.32%	8.87%	1.37%	25.40%	0.02%	98.99%
	三重県	8,198	897	174	3,279	1	12,549
		65.28%	7.14%	1.39%	26.11%	0.01%	99.92%
中国	全国	215,155	36,469	11,107	26,676	1,596	291,003
		32.86%	5.57%	1.70%	4.07%	0.24%	44.44%
	三重県	1,747	478	89	201	7	2,522
		20.29%	5.55%	1.03%	2.33%	0.08%	29.29%
フィリピン	全国	115,857	29,150	4,229	43,997	47	193,280
		53.25%	13.40%	1.94%	20.22%	0.02%	88.83%
	三重県	2,673	595	131	2,146	2	5,547
		44.39%	9.88%	2.18%	35.64%	0.03%	92.11%
韓国・朝鮮	全国	65,711	15,134	2,311	7,636	354,503	445,295
		13.11%	3.02%	0.46%	1.52%	70.73%	88.84%
	三重県	349	66	13	39	4,557	5,024
		6.77%	1.28%	0.25%	0.76%	88.35%	97.40%

法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に作成

2015 (平成 27) 年 1 月 1 日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」では、県内の外国人住民の人口に占める生産年齢人口 (15~64 歳) の割合は 82.46%、年少人口 (~14 歳) は 12.88% (全国 2 位) と高い状況で、県内の日本人住民と比べて生産年齢人口の割合が多いのが特徴です (表 2)。

(表 2) 県内の年齢階級別人口 平成 2015 (平成 27) 年 1 月 1 日現在

	日本人住民	外国人住民
年少人口 (0 歳~14 歳)	239,059 人 (13.14%) 全国平均 12.93%	5,273 人 (12.88%) 全国平均 8.83%
生産年齢人口 (15~64 歳)	1,084,257 人 (59.61%) 全国平均 61.17%	33,758 人 (82.46%) 全国平均 84.19%
老年人口 (65 歳~)	495,526 人 (27.24%) 全国平均 25.90%	1,906 人 (4.66%) 全国平均 6.98%
合計	1,818,842 人	40,937 人

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成



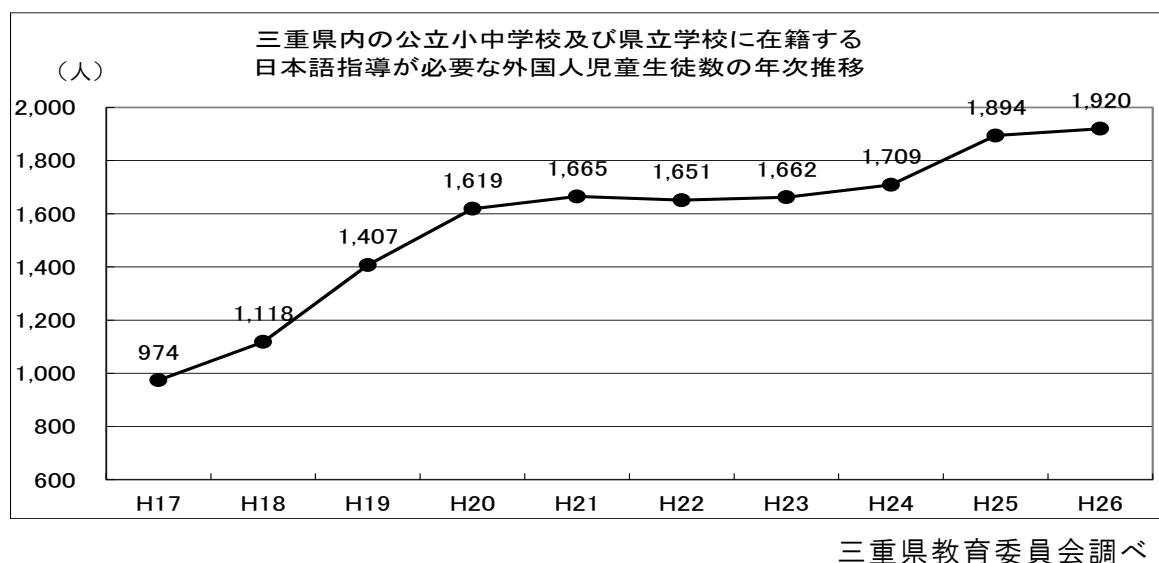
文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は1,920人（全国5位）と多いのが現状です（表3、図3）。

（表3）県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数

日本語指導が必要な外国人児童生徒												
年度	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
平成19年度	998	119	305	48	98	15	0	0	6	4	1,407	186
平成20年度	1,128	125	358	58	127	15	0	0	6	4	1,619	202
平成22年度	1,094	138	407	62	138	16	0	0	12	4	1,651	220
平成24年度	1,091	140	417	55	176	20	0	0	16	6	1,700	221
平成26年度	1,213	139	464	60	222	19	0	0	21	6	1,920	224

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」に基づき作成

（図3）日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



県内の外国人住民の中には、地域社会の役に立ちたいとの意欲をもっている人がいます。しかしながら、日本語が堪能でない、日本人と交流する機会が少ない、地域社会の受入れ環境が整っていないなどの理由から、外国人住民の力が十分に発揮されていない状況があります。外国人住民間の情報や経済的な格差の広がりや、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が増加しているなど、さまざまな分野で新たな課題が出てきています。

## 2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像

外国人住民を取り巻く環境の変化や社会情勢の変化を受けて、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を次のとおり定めました。

### 文化的背景の異なる住民が、地域社会を一緒に築いています

外国人住民を含む地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

また、地域社会を一緒に築くことで、多方面で活躍する多様な人材が育つとともに、グローバルな視野を持つ人材や文化的背景の異なる住民による地域づくりをコーディネートできる人材が育っています。

### 地域の課題解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が活かされています

地域社会において、文化的背景の異なる人びとの協創・協働により、新しい発想が生まれることに気づくとともに、それを活かして地域の課題解決に取り組んでいます。

また、行政、大学、企業や各種団体等が地域社会の中で協働して、新たな発想により地域の課題解決に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、地域社会の課題の解決が進み、外国人住民を含む全ての県民の幸福感が高まっています。

### 3 新たな指針の策定と計画期間

#### (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定

本県の外国人住民は、「出入国管理及び難民認定法」が改正された1990年代以降、ブラジル、ペルーなどの南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。このような状況の中、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことをめざし、2007（平成19）年3月に、「三重県国際化推進指針（計画期間：2007（平成19）～2010（平成22）年度）」を策定しました。

その後、急激な経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にあった外国人労働者の失業が増加しました。帰国支援事業等で帰国した人びとがいる一方、国内に残った外国人住民は、住居、教育、医療等さまざまな分野で深刻な課題を抱えることとなりました。

外国人住民が減少する一方で、永住者や学齢期人口（7歳から15歳まで）は大幅に増加するなど、外国人住民が永住者として在留する傾向が鮮明となりました。

こうした社会環境の変化や国際化推進施策の成果と課題をふまえ、2011（平成23）年3月に三重県国際化推進指針を改訂しました（計画期間：2011（平成23）～2015（平成27）年度）（以下「前指針」という。）。

2012（平成24）年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。本県では、外国人住民が地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備し、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざすこととしています。これまで、ビジョンと前指針に基づいて、多文化共生施策を推進し、一定の成果を得ることができました。

グローバル社会の進展、急速な少子高齢化とそれに伴う地域の活力の低下など、近年、県内の外国人住民を取り巻く環境も大きく変化していると考えられます。今後「多文化共生」の重要性が一層増すと考えられることから、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を見据え、前指針の成果と課題をふまつつ、新たな視点で「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定することとしました。

## (2)「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題

前指針に掲げた取組の主な成果と残された課題を整理すると次のとおりです。

### ① コミュニケーション施策の推進

外国人住民が円滑に生活できるよう、日本語の学習機会を提供するなどの支援や多言語ホームページによる情報提供、各種相談窓口の設置を進めました。

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民にとっては、言葉の壁が地域社会に参加する障壁になっていることから、地域の日本語教室で活動する日本語指導ボランティアの支援に引き続き取り組むことで、地域社会に参加・参画しやすい環境づくりを進める必要があります。さらに、日本語指導ボランティアやNPO等の支援者には、外国人住民が地域社会の一員として活動するにあたって、外国人住民と地域とをつなぐコーディネーターの役割を担っていただくよう働きかけていく必要があります。

### ② 生活支援

外国人住民の居住、教育、労働環境、医療、保健、福祉、防災等生活全般について、支援体制の整備等に取り組みました。外国人住民は永住者として在留する傾向にあることから、教育、防災、医療、国籍による就労の制限等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。さらに、情報の不足、言葉の問題や外国人受入れに関する制度の不備等から、高齢化に伴う問題、孤立化、子どもや若年層の貧困等、さまざまな問題が、より深刻な状況となる可能性があります。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民が抱えるこうした課題の解決に向けて取り組むことが必要です。

### ③ 多文化共生の地域づくり

市町、市町国際交流協会、経済団体やNPO等さまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催しました。また、外国人住民に地域住民としての自覚や地域活動への参加を促すために、多言語ホームページで、自治会の仕組みや地域の防犯活動などの各種活動を紹介しました。少子高齢化が進むなか、外国人住民を支援が必要な者としてではなく、地域社会の一員としてとらえ、外国人住民の意見を地域づくりに反映させる仕組みを整備するなど共に地域社会を築いていける環境づくりが必要です。

### (3) 新指針の計画期間

この指針は、「みえ県民カビジョン」をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、行政、大学、企業や各種団体等のさまざまな主体が取り組む方向性を示すものです。「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」との整合を図るため、本指針の計画期間を2016（平成28）年度から2019（平成31）年度までの4年間とします。

## 第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

### 1 「多文化共生」の強みを生かすための視点

外国人住民が永住者として在留する傾向が高まる中、文化的背景の異なる人びとが互いの文化的違いを尊重し、協働することで多様な視点や新しい発想が生まれます。文化的背景の異なる人びとが、地域社会の一員として新しい発想を生かして課題解決に取り組むことで、地域の活性化につながります。

特に、外国人住民を支援が必要な者としてではなく、地域社会を構成する一員としてとらえることが大切です。また、外国人住民は、日本とルーツである国との懸け橋になり得る人材であり、相互の関わりは、日本人にとっても、グローバル化に対応できる人材の育成を図る上で、有益な経験となります。

#### ① 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換

言葉の壁や生活習慣の違い等からくる困難に対応する外国人住民への生活支援施策においては、「文化の違いを乗り越える」ことが重要でしたが、これからは、「違いを生かす」ことへ発想を転換し、新たな価値の創造をめざします。

また、文化的背景の異なる人びとの活力を、地域住民との協創・協働に生かします。

#### ② 「アクティブ・シチズン」としての社会への参画

外国人住民も、自立し、夢や希望を持って主体的に行動する人びと（アクティブ・シチズン）として、積極的に社会に参画することを促します。人口減少の一層の進展や価値観の多様化など県民の生活を取り巻く状況が大きく変化した社会においては、文化的背景の異なる人びとの多様な視点により地域を見ることで、新たな地方創生を図ることができず。

#### ③ 互惠関係の構築

外国人住民を含む地域住民が対等な関係で互いにより影響を与え合える状況をつくっていくことで、地域の活性化と人びとの幸福度の向上につながります。

## 2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向

### (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

これまで三重県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策の多くは、外国人住民の生活支援に主眼が置かれてきました。その取組においては、文化的な違いは乗り越えるべき壁としてとらえられてきました。文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力を地域の課題解決に活用するため、文化的な違いを新たな発想が生まれる源泉ととらえ施策を展開していきます。

また、文化的背景の異なる人びとが、一緒に地域社会を築いていける環境づくりに取り組みます。

### (2) 情報や学習機会の提供

#### ① 外国人住民への多様な情報提供

外国人住民に対して、生活情報だけにとどまらず、県内外での成功事例や県内で活動する市民団体等、地域での課題解決に役立つ情報を多言語で発信していきます。併せて、地域で活躍する外国人住民の情報も発信することで、文化的背景の異なる人びとによる協働を進めていきます。

#### ② 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供

日本人住民と外国人住民相互、日頃接することが少ない外国人住民同士の理解を促進する機会を提供していきます。

文化的背景の異なる人びとによる地域づくりをコーディネートできる人材を育成するため、外国人住民を含めた地域住民が学び合う機会を提供し、地域課題解決のためのネットワーク構築に向けた学びとしていきます。

#### ③ 多言語による地域の魅力の発信

三重県をよく知る外国人住民との協働で発信することにより、単なる言語の通訳ではなく、文化の通訳を含めた情報を発信し、より深く三重県や地域の魅力を伝えていきます。外国人住民との協働により、地域の新たな魅力の発掘など、地域の活性化と文化的背景の異なる人びとによる地域づくりを進めていきます。



(3) 基盤となる安全で安心な生活への支援

前指針の主な成果と残された課題をふまえ外国人住民の生活支援に取り組むとともに、永住者として在留する外国人住民が増加することなどから生じる、新たな課題への対応も行っています。

これまで、三重県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策により、外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援が行える体制が整ってきています。災害時の外国人への対応や医療通訳の育成・配置等の、広域で解決すべき課題への対応を中心に安全で安心な生活への支援を行っています。

また、県内市町の先進的な事例を他の県内市町へ展開するなど、県内市町の連携強化に取り組んでいます。

(4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

これまでの取組においても、国、県内市町、他都道府県、大学、企業、各種団体等との連携で施策を進めてきましたが、今後はより広域的かつ幅広い分野での連携の拡充・強化を図っていきます。特に、医療、福祉、防災等分野を越えた多様な主体との連携を推進していきます。



### 3 推進に向けての評価と検証

#### (1) 目標値の設定による進捗管理

めざす姿の実現に向けて着実に進捗できるよう、本指針における数値目標を次の8項目と定め、多面的な視点から施策の達成度を確認します。

展開方向	目標項目	現状値 2015（平成27）年度	目標値 2019（平成31）年度
1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用	三重県多文化共生推進会議、三重県外国人住民会議（仮称）の年間開催回数	3回	4回
2 情報や学習機会の提供	三重県情報提供ホームページ（Mie Info）の年間アクセス件数	82,882件 （26年度）	90,000件
2.1 外国人住民への多様な情報提供			
2.2 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	100%
2.3 多言語による地域の魅力の発信	三重県情報提供ホームページ（Mie Info）の年間アクセス件数 【再掲】	82,882件 （26年度）	90,000件
3 基盤となる安全で安心な生活への支援	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 【再掲】	97.9%	100%
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	6機関	10機関
	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%
4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携	多文化共生に取り組む団体数	188団体 （26年度）	220団体

### (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

本指針を着実に推進していくため、各施策の進捗状況等を把握し、適切に進行管理を行います。また、進捗状況の結果については、三重県多文化共生推進会議において評価と検証を行うとともに公表します。

具体的には、本指針に掲げた施策の実施状況等を毎年とりまとめ、ホームページ等で公表します。また、公表を通じていただく意見をもとに、今後の施策の進め方について必要な見直しを行うなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき的確な進行管理に努めます。

## 第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

※（ ）内の部名は、主に取り組む部を記載しています。

### 1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

#### 【主な取組内容】

(1) 外国人住民の意見を地域づくりに反映する仕組みを構築します。

- 文化的背景の異なる住民が、一緒に地域づくりを進めるため、外国人住民が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくとともに、外国人住民の意見を地域の取組に反映させる「三重県外国人住民会議（仮称）」等の仕組みを導入します。（環境生活部）

(2) 多文化共生社会づくりに必要な人材を育成します。

- 少子高齢化が進む中、地域の活性化を図り、地域社会を支える人材として外国人住民が活躍できる土壌をつくるため、多文化共生に取り組むNPOや市町国際交流協会等と連携して、外国人住民と地域をつなぐ、コーディネート機能を充実します。（環境生活部）
- 留学生は多文化共生のキーパーソンとして、特に外国人留学生は、卒業後の本県の企業活動における有望な人材としても期待されることから、引き続き留学生への支援を行います。（環境生活部）
- 多文化共生や国際交流等の分野において、地域住民がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。（環境生活部）

#### 【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
三重県多文化共生推進会議、 三重県外国人住民会議（仮称） の年間開催回数	3回	4回

## 2 情報や学習機会の提供

### 2. 1 外国人住民への多様な情報提供

#### 【主な取組内容】

- (1) 多言語での情報提供を進めます。
- 外国人住民が地域社会の担い手となるために、地域の課題や取組について、多言語で情報提供を行う必要があります。こうした情報を容易に入手できるように、各種メディアを活用した多言語による情報の提供を進めます。(環境生活部)
  - 特に、ホームページ等外国人住民にも伝わりやすいメディアを活用し、映像情報を併せて分かりやすく提供します。(環境生活部)
  - 外国人住民が地域での活動取材発信する取組を進め、外国人住民が地域の担い手となるための環境づくりに取り組みます。(環境生活部)
- (2) 地域で活躍する外国人住民の情報を発信します。
- 外国人住民を含めた地域住民による、先進的な地域課題解決の取組を紹介することにより、文化的背景の異なる人びとによる協働を進めます。(環境生活部)

#### 【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
三重県情報提供ホームページ (Mie Info) (※) の年間アクセス件数	82,882 件 (26 年度)	90,000 件

(※) 三重県情報提供ホームページ (Mie Info) 三重県が、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報および地域の課題や取組についての情報を、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語・英語・日本語で提供しているホームページ (<http://www.mieinfo.com/ja/>)

## 2. 2 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供

### 【主な取組内容】

(1) 文化的理解も含めた日本語学習の支援を行います。

- 外国人住民が地域の担い手となるためには、日本社会の文化や習慣に対する理解、日本語の習得が必要です。地域の日本語教室で、日本語に加えて日本文化や習慣についても学ぶことができるような取組を進めます。(環境生活部)
- 日本語指導ボランティアには、地域と外国人住民を結びつける役割が期待されることから、日本語教室と地域との連携に向けた取組を進めます。(環境生活部)

(2) 多文化共生にかかる啓発を行います。

- 外国人住民が地域の担い手となるためには、地域で活躍する人びとの理解が重要であることから、行政、大学、企業や各種団体等の多様な主体と連携し、多文化共生の意識の浸透を図ります。(環境生活部)
- 外国人住民が地域の担い手となるために、文化的背景の異なる地域住民との連携が促進される取組を進めます。(環境生活部)

(3) やさしい日本語(※)の研修・啓発による普及に努めます。

- 県内には、多くの国籍や言語の外国人住民が在住していることから、外国人住民と日本人住民の相互理解、文化的背景の異なる住民が地域社会を一緒に築いていくため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を進めます。(環境生活部)

(※) やさしい日本語 日本語能力にあまり自信がない外国人住民にもわかりやすい日本語。意味が正確に伝わるように、相手の日本語能力を考慮しながら言い方や書き方等を工夫した日本語

(4) 国際交流の機会などを通じて国際理解を促進します。

- 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。また、国際交流員(※)が学校や地域を訪問し、教育の場や地域での国際交流や異文化理解の醸成を進めます。  
(環境生活部、教育委員会)  
(※) 国際交流員 県・市町の行政部門等において国際交流活動などの職務に従事する外国青年
- 外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を育むことができるよう、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解教育および国際理解等に関する啓発を一層推進します。(環境生活部、教育委員会)
- 外国人児童生徒の持つ言語や文化等の多様性を生かし、異文化交流や相互理解のための教育を推進します。(教育委員会)
- 国際理解を深めることを目的とする県民や外国人住民の企画する国際交流イベントを県として積極的に後援し、県民等の国際理解を促進します。  
(環境生活部、雇用経済部)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	100%

## 2. 3 多言語による地域の魅力の発信

### 【主な取組内容】

#### (1) 文化の通訳を含めた情報を発信します。

- 外国人住民は日本人とは異なる文化を有することから、三重の新しい魅力を発見することや母語で情報を発信することで、国内外に三重県ファンが増えることが期待できます。このため、ホームページ等を活用して、外国人住民による、母語での「三重の魅力」の発信に取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の視点を取り入れて、外国人に伝わりやすい形で情報発信を進めます。(環境生活部)

#### (2) 地域の新たな魅力を発掘します。

- 文化的背景の異なる人びととの協働により、地域の新たな魅力の掘り起こしを行います。(環境生活部)
- 外国人留学生や外国人住民等の三重県をよく知る人びとからより深い地域情報を発信し、海外での三重県の知名度向上に取り組みます。特に、みえ国際展開に関する基本方針において、本県が重点的に関係を深めたい国・地域については、関係課と連携して、重点的に本県の知名度向上に取り組みます。(環境生活部、雇用経済部)

### 【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
三重県情報提供ホームページ(Mie Info)の年間アクセス件数【再掲】	82,882件 (26年度)	90,000件

### 3 基盤となる安全で安心な生活への支援

#### 【主な取組内容】

#### (1) 外国人住民に対する生活支援に取り組みます。

- 県内市町の先進的な取組を、県内の他の市町へ展開できるような仕組みづくりに取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置します。また、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会を実施し、県内各地域での外国人相談窓口での機能の充実を図ります。(環境生活部)
- 外国人住民の生活を円滑でより豊かなものとするため、県営住宅の外国人入居者に対し、日本の居住に関する生活ルール等について、多言語による情報提供等を行うとともに、外国人住民に対しての入居差別が行われないよう行政、NPO、不動産事業者等が一体となった取組を推進します。(県土整備部)
- 雇用ニーズに対応した外国人住民への職業訓練を実施します。また、外国人住民に対する労働相談体制を整備します。(雇用経済部)
- 愛知・岐阜・三重県および名古屋市で定めた「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及することを目的とするセミナーを開催するなど、外国人労働者の適正雇用や多文化共生の推進について、県内企業に働きかけます。また、留学生等の外国人住民が県内企業に就職することを支援します。  
(環境生活部)
- 市町やNPO等と連携して、医療通訳制度の利用促進に取り組みます。医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療機関等と連携して取り組みます。  
(環境生活部)
- 社会保険への加入の啓発や多言語対応が可能な医療機関に関する情報提供に取り組みます。(健康福祉部)
- 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各種事業に取り組むほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう取り組みます。(環境生活部)



- 外国人住民の安全で安心な生活を支援するため、気象情報を多言語により提供します。（防災対策部）
- 県内に住む外国人住民の消費者トラブルの未然防止に取り組みます。（環境生活部）
- 外国人住民が日本社会に適応し、安心して快適に暮らすことができる共生社会の実現に向けて、日本の法令やルールなどの情報提供に取り組みます。（警察本部）

(2) 外国人児童生徒教育を推進します。

- 来日後間もない外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、初期適応指導教室（※）の設置等、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等を支援します。（教育委員会）
  - （※）初期適応指導教室 来日後間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関
- 外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を学校に派遣します。（教育委員会）
- 外国人児童生徒の学力育成および社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム（※））の考え方を基にした授業実践の研修を行い、効果的な指導の推進に取り組みます。（教育委員会）
  - （※）JSLカリキュラム 外国人児童生徒が、一定期間、初期の日本語指導を終えた後、日本語指導と並行して教科指導を実施するためのカリキュラム
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校制度や職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組むことができるよう、キャリアガイド（多言語の職業案内の冊子と外国人の先輩のメッセージを紹介するDVD）や、三重県情報提供ホームページ（Mie Info）での情報提供を進めます。（環境生活部）
- 県内のブラジル人学校等との連携を進めます。（環境生活部）

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 【再掲】	97.9%	100%
医療通訳者が常駐している医療機関の数（累計）	6 機関	10 機関
日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%

#### 4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

- 外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県多文化共生推進会議」（※）を開催し、県の多文化共生社会づくり施策についての意見を集約し、諸事業を実施していく上で反映します。（環境生活部）
  - （※）三重県多文化共生推進会議 三重県における多文化共生社会づくりを推進するため、多様な主体から県の施策に対して意見を求めること、およびネットワークの構築に寄与することを目的に 2007（平成 19）年に設置
  
- 県内の集住都市で構成する「三重県市町多文化共生ワーキング」（※）を核として、県および市町の施策に関する情報交換を行うとともに、共通の課題に協働して取り組み、県や市町における多文化共生社会づくり施策の充実を図ります。（環境生活部）
  - （※）三重県市町多文化共生ワーキング 多文化共生の課題に対して、単独の市町だけでなく、広く、経験や解決策をもち合うことを目的に 2007（平成 19）年に設置。現在、10 市町および県の多文化共生担当職員で年間 10 回程度開催
  
- 地域で生活する外国人住民による「三重県外国人住民会議（仮称）」を開催し、地域社会を一緒に築くための意見を集約します。（環境生活部）
- 諸事業の実施や啓発イベント等を企業や N P O、市町等と協働で行うことにより、さまざまな主体との連携を進めます。（環境生活部）

#### 【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
多文化共生に取り組む団体数	188 団体 (26 年度)	220 団体